

令和五年六月二十三日受領
答弁第一〇五号

内閣衆質二一一第一〇五号

令和五年六月二十三日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員城井崇君提出空家等の所有者等の責務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員城井崇君提出空家等の所有者等の責務に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「空き家にしておく意向の所有者」に対しては、地方公共団体とも連携して、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十号）による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第二十三条第一項に規定する空家等管理活用支援法人による相談対応や意識啓発の取組を進めること等により、同法第二条第一項に規定する空家等の適切な管理及びその活用を促してまいりたい。